

事後審査型一般競争入札の執行について

諏訪市が発注する業務について、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6の規定により、次のとおり公告します。

令和6年5月7日

諏訪市長 金子 ゆかり

1. 入札対象業務

業 務 名	令和6年度 自動車騒音常時監視に係る騒音調査及び面的評価業務委託
業 務 場 所	諏訪市内
業 務 概 要	自動車騒音常時監視に係る騒音調査及び面的評価業務委託 一式 区間延長6.4km 測定箇所2路線 ・一般国道20号 L=2.6km ・県道諏訪湖四賀線 L=3.8km
履 行 期 間	契約締結の日 から 令和7年2月28日

2. 入札に参加できる者の条件

令和4・5・6年度諏訪市入札参加資格を有する者のうち、次に掲げる要件を「入札公告日から落札決定日まで」すべて満たしている者。

(1) 長野県内に、諏訪市入札参加資格者名簿に登録された本店又は支店等の事業所（その他役務「検査測定業務」部門又は建設コンサルタント「建設環境」部門の入札参加資格を有するものに限る。）を有すること。

(2) 本件入札公告日から起算して過去5か年の間に、地方公共団体が発注した、騒音規制法第18条の規定に基づく同種業務の元請履行実績（本件入札公告日において完了しているものに限る。）を有すること。

(3) 諏訪市事後審査型一般競争入札実施要綱（平成20年諏訪市告示第133号）第4条に規定する入札参加資格の条件を満たしていること。

3. 入札の日程等

入札手続き等	期間・期日等	場所・留意事項等
入札参加申請受付	令和6年5月7日(火) から	<ul style="list-style-type: none"> 提出書類は「事後審査型一般競争入札参加申請書(様式第1号)」とする。 諏訪市役所企画部財政課へ持参するか、又は期日までに郵送により提出すること(必着)。
	令和6年5月14日(火) まで 午後4時	
設計図書等の閲覧 入 手 等	令和6年5月7日(火) から	諏訪市公式ホームページ https://www.city.suwa.lg.jp
	令和6年5月20日(月) まで	
設計図書等に関する 質 問 受 付	令和6年5月7日(火) から	<ul style="list-style-type: none"> 質問書様式は自由(具体的に記載することとし、社印及び社判(代表者印)を押印すること)。 諏訪市役所企画部財政課へ持参するか、又は期日までに郵送により提出すること(必着)。
	令和6年5月14日(火) まで 午後4時	
回 答 閲 覧 期 間	令和6年5月16日(木) から	諏訪市公式ホームページ https://www.city.suwa.lg.jp
	令和6年5月20日(月) まで	
入 札 日 時 ・ 場 所	令和6年5月21日(火) 午前9時00分	諏訪市役所 502会議室(本庁5階)
開 札 日 時 ・ 場 所	入札日時・場所と同じ	
入 札 参 加 資 格 確 認 申 請 書 提 出 について	<ul style="list-style-type: none"> 提出書類は「事後審査型一般競争入札入札参加資格要件確認書類(様式第2号～第4号)」とする。 落札候補者となった日から2日以内(閉庁日を除く。)に提出すること。 提出場所 諏訪市役所 企画部財政課 (本庁3階) 	
落 札 者 の 決 定 等	<ul style="list-style-type: none"> 落札者の決定は、原則として、確認書類が提出された日から起算して2日(閉庁日を除く。)以内に行うものとする。 落札者を決定したときは、直ちに落札者に対し電話等で通知する。 入札参加資格がないと認められた場合は、文書により通知する。 入札参加資格がないと認められた者は、通知を受けた日から4日以内に市長に対して文書により、その理由について説明を求めることができる。 説明を求めた者に対しては、文書により回答する。 	
入 札 結 果 の 公 表	契約を締結した後、諏訪市役所企画部財政課にて公表する。	

(注意)上記申請又は閲覧等の受付時間は、定めがある場合を除き、諏訪市の休日を定める条例(平成元年条例第34号)第1条に規定する市の休日を除く、午前8時30分から午後5時15分まで(正午から午後1時までを除く。)とする。

4. 入札事項等

最低制限価格制度	適用なし
低入札価格調査制度	適用なし
入 札 保 証 金	免除
契 約 保 証 金	免除
前 金 払	適用なし
部 分 払	適用あり
入 札 執 行 回 数	入札回数 2回 見積回数 2回
業 務 費 内 訳 書	必ず持参すること。必要に応じて提出を求める。

5. その他の事項

- 「諏訪市事後審査型一般競争入札実施要綱」「諏訪市最低制限価格制度実施要綱」「低入札価格調査制度事務処理要綱」「諏訪市入札心得」を熟読のうえご参加ください。
- 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。
- 初回の入札において最低制限価格を下回る入札をした者は、当該入札に係る落札者がいない場合における再度の入札に参加できないものとします。

6. 提出先及び問い合わせ先

諏訪市役所 企画部財政課(本庁3階) TEL0266-52-4141 内線313